

椎の木

SHII-NO-KI

平成25年度 税制改正大綱



旧前田侯爵邸洋館とサクラ（駒場公園内）

旧加賀百万石前田家の第16代当主前田利為^{としなり}の本邸として昭和4年に欧州建築の粋をあつめて建築され、当時東洋一の邸宅と称された。チューダー様式は、イギリス後期ゴシック様式を簡略化したもので、玄関ポーチの扁平アーチにその特徴をみせている。戦後一時、この建物はアメリカ極東軍司令官の官邸として接収され、一部改修されたが、昭和39年に東京都の所有となり、昭和42年に東京都近代文学博物館となった。現在の公園は、昭和42年に東京都が公園として開園したもので、昭和50年4月から目黒区に移管された。開館は水～日曜日、午前9時～午後4時半までで、入館は無料です。



Contents

目黒の歳時記	1	区役所だより	6	留学生のお国紹介	10
税制改正大綱	2	支部だより	7	相続税・贈与税の改正内容	11
税務署だより	4	大災害に負けない！	8	目黒法人会イベント情報	12
都税事務所だより	5	新入会員紹介	9	これからの予定／編集子／編集後記	14

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

平成25年度 税制改正大綱

中小企業の交際費枠の拡大

事業承継税制の適用要件緩和など

法人会の改正要望盛り込まれる！

政府は本年1月29日、平成25年度税制改正大綱を閣議決定しました。大綱には、法人会がかねて強く求めていた中小企業の交際費枠の拡大、相続時精算課税制度の拡充、事業承継税制の適用要件の緩和などが盛り込まれるとともに、設備投資や研究開発を促進し、雇用や所得の増加につなげるための企業向けの減税策がうたわれています。

法人税関係

■交際費枠の拡大

中小企業が支出する交際費について、限度額を800万円（現行600万円）まで引き上げ、損金不算入措置（現行10%）を撤廃、よって800万円以下の部分については、全額損金算入が可能となります。

■生産設備投資促進税制の創設

設備投資金額が減価償却費を超え、かつ、設備投資額が前年に比べて10%超増加の場合は、30%の特別償却又は3%の税額控除が認められます。

■経営改善に向けた設備投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者が、商工会議所、経営革新等支援機関による指導を受け、設備投資を行った場

合は、30%の特別償却又は7%の税額控除が認められます。

■所得拡大促進税制の創設

左記の要件を満たす給与の増加額について10%（中小企業は20%）の税額控除が認められます。

- ・給与が基準年度に比べ5%以上増加
- ・給与が前年対比で減少しないこと
- ・平均給与が前年対比で下回らないこと

■雇用促進税制の拡充

雇用促進税制の税額控除額が1人当たり20万円から40万円に引き上げられます。また、高年齢継続被保険者になった者も雇用者として算定できるようになります。

※各項目とも平成25年4月1日開始事業年度から



所得税関係

■所得税の最高税率の見直し

所得税の税率について、課税所得4,000万円超について45%に引き上げられます(現行1,800万円超40%)。
※平成27年分から

■日本版ISAの導入

年間100万円までの上場株式等への投資について、ISA口座内で保有していれば、最大で5年間は配当・譲渡益が非課税となります。
※平成26年分から

◎日本版ISAとは：非課税口座内の少額上場株式や投資信託等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置。

イギリスのIndividual Savings Account(個人貯蓄口座)を参考にした制度。

■金融所得課税の一体化の拡充

公社債等に対する課税方式を、上場株式等と一致させて申告分離課税方式に変更し、損益通算を可能にします。
※平成28年分から

■住宅ローン減税等の延長

住宅ローン減税は、平成25年末で期限切れとなる予定でしたが、平成29年末まで4年間延長されることになりました。

した。

消費税の増税のタイミングでの駆け込み需要及びその反動を抑制する趣旨で、8%若しくは10%の消費税率で、住宅を取得した場合は、控除限度額が最大で200万円増額されます。購入金額によつては、消費税増税後に住宅を取得した方が有利になります。



相続税及び贈与税関係

■相続税の基礎控除の引下げ

相続税の基礎控除が、3,000万円+600万円×法定相続人数に引き下げられます(現行5,000万円+1,000万円×法定相続人数)。
※平成27年の相続から

■相続税及び贈与税の税率の変更

相続税の最高税率が55%に引き上げられます。また、それに伴い贈与税の最高税率

も55%に引き上げられます(現行ともに50%)。さらに、税率構造についても変更されます。なお、20歳以上の者が、直系尊属から贈与を受ける場合は税率が軽減されます。
※平成27年の相続又は贈与から

■小規模宅地の特例の拡充

特定居住用宅地等の適用対象面積が240㎡から330㎡に拡充されます。さらに、従来は選択適用だった特定事業用宅地等と特定居住用宅地等について併用適用可能となります。
※平成27年の相続から

■相続時精算課税制度の拡充

受贈者の範囲に20歳以上の孫(現行推定相続人のみ)が加わり、贈与者の年齢要件が60歳以上(現行65歳以上)に引き下げられます。
※平成27年の贈与から

■事業承継税制の適用要件の緩和等

親族外への承継もOK、雇用8割条件を5年平均で評価、事前確認制度が不要となります。また、納税猶予が打ち切られた場合のリスクが軽減し、先代の経営者が役員を退任する必要もなくなり、使い勝手が良くなります。
※平成27年の相続又は贈与から

■子や孫への教育資金の一括贈与制度

30才未満の子や孫へ、教育資金として金融機関へ信託した場合、1人につき1,500万円までの贈与税が非課税となります。
※平成25年4月1日の贈与から

その他

■印紙税

平成26年4月以後は、領収書などに記載された受取金額が5万円未満の場合は、印紙が不要になります。

■延滞税等

延滞税が金利の動向により変動することになります。貸出約定平均金利が1%なら、通常の延滞税が年利率14.3%から9.3%に、2ヶ月以内の納付の場合で4.3%から3%になります。
※平成26年以後の期間に対応する部分から

☆記事内容についての問い合わせは：

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL 03-53363-5958

FAX 03-53363-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

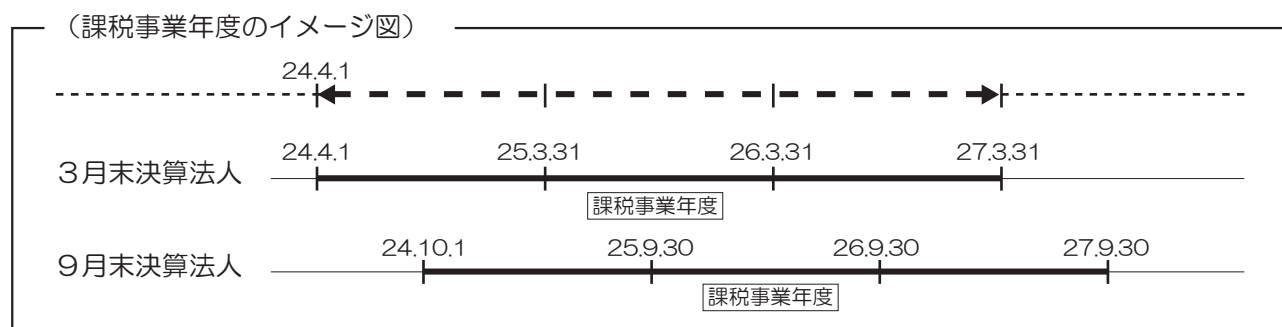
(社)東京法人会連合会

税務署だより

復興特別法人税の創設に伴い、原則として、平成 24 年 4 月 1 日から 3 年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

◎平成 23 年 12 月 2 日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し、**復興特別法人税申告書**を提出しなければなりません。



※ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一（一）「2」欄} - \text{別表一（一）「3」欄} + \text{別表一（一）「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

◎復興特別法人税のあらましにつきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しております。

（掲載場所）

「**国税庁ホームページ**」→「**税について調べる**」→「**パンフレット・手引き**」→「**法人税関係**」→
「**復興特別法人税のあらまし**」

東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

都税事務所だより

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税の減免申請期限にご注意ください！

都内の中小規模事業所等において特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税を減免します。減免の申請期限は、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までです。減免を受けるためには、申請期限までに、減免申請書及び必要書類を、所管する都税事務所・都税支所・支庁に提出してください。なお、申請期限を過ぎますと、減免を受けることができませんのでご注意ください。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者＊ ＊資本金1億円以下の法人等 ※「地球温暖化対策報告書」については、環境局ホームページをご覧ください。
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②「省エネルギー設備＊及び再生可能エネルギー設備＊＊」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの ＊空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 ＊＊太陽光発電システム、太陽熱利用システム ※導入推奨機器については、基準変更により取り消されることがありますので、環境局ホームページで最新情報をご確認ください。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免（ただし、当期事業税額の2分の1を限度） ※減免しきれなかった額がある場合（取得事業年度の事業税額が0である場合を含む。）は、翌事業年度等の事業税額から減免可
対象事業年度	平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 例 平成25年3月31日決算で、5月31日が申告納付期限の法人の減免申請期限は、5月31日です。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

・渋谷都税事務所法人事業税係

TEL 03-3463-4311

・東京都主税局課税部法人課税指導課法人事業税係

TEL 03-5388-2963

＊主税局ホームページに、

各種様式や制度のQ & Aを掲載しています。

主税局 環境減税

検索 クリック

- 地球温暖化対策報告書・導入推奨機器に関すること

「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 TEL 03-5388-3408

メールマガジンのご案内

公売財産には、土地や建物といった不動産のほか、自動車、時計、バッグ、アクセサリなど様々な種類の財産があり、インターネットオークションを活用した公売も実施しています。都主税局が、都税の滞納により差し押さえた財産の公売情報等をタイムリーにお届けします。公売は、原則どなたでも参加できますので、是非メールマガジンにご登録ください！



東京都「公売情報」お知らせメール

登録方法 ※登録無料

ステップ1

東京都主税局HP内のメールマガジン

ご案内ページにアクセスするか、

http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm

下のQRコードからアクセスする。

<QRコード>

スマートフォン用



携帯電話用



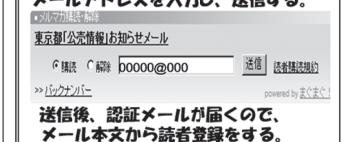
携帯電話用は、株式会社まぐまぐのHP(携帯版)にアクセスするので、「東京都 公売」でメールマガジンを検索する。

※QRコードを読み取るには、バーコードリーダーが必要です。
※QRコードは携帯用ウェブの登録画面です。

ステップ2

登録画面に従って、登録を行う。

<パソコン・スマートフォン用>
メールアドレスを入力し、送信する。



※携帯電話用は、上記方法と異なるので、登録画面に従って、登録を行う。

※このメールマガジンは、株式会社まぐまぐが提供するサービスを利用して発行します。
※登録前に、メールマガジンに関する説明や注意事項をお読みください。

【メールマガジンに関するお問い合わせ先】

東京都 主税局 徴収部 徴収指導課 徴収指導係

TEL 03-5388-3024(ダイヤルイン)

区役所だより

平成25年度

ものづくり事業補助金制度

問…産業経済・消費生活課 TEL (3711) 1134

目黒区では、区内中小企業でものづくり事業を営む事業者に対し、各種補助金制度を実施しています。

◆新製品・新技術開発支援事業

区内中小企業の創造的な事業活動を促進し、新たな事業分野の開拓を図るため新製品・新技術に関する研究開発に対して、費用の一部を助成します。審査により交付決定します。

○助成対象

① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、経営革新計画について都知事の承認を受けた事業。

② 大学等の研究機関との共同研究開発事業

○助成内容

・補助率 2/3

(限度額200万円)

・募集期間 4月～6月まで

(予算の範囲内での助成となります)

◆国際規格(ISO)取得支援事業

製造業、建設業、情報通信業及びものづくりにかかるソフトウェア産業を主たる事業として営む区内中小企業が、国際標準規格ISO9000並びにISO14000シリーズの取得(更新は不可)に対して、費用の一部を助成します。認証機関による予備審査を終了しているか、年度内に認証取得見込みの企業が対象となります。審査により交付決定します。

○助成対象

ISO9000及びISO14000シリーズを取得する場合

① 審査登録機関に支払う審査費用

② コンサルタントに支払う費用

③ 内部監査員養成のための研修費用

○助成内容

・補助率 2/3 (限度額80万円)

・募集期間 随時

(予算の範囲内での助成となります)

◆販路拡大(展示会出展)支援事業

区内中小企業が、一般に公開して開催される国内外の各種展示会に、販路拡大のために自社の工業製品・技術品を出展する場合、展示料(小間料)の一部を助成します。審査により交付決定します。

○助成対象

区内に主たる事業所を有する中小企業の事業者、異業種交流グループ及び業種組合が展示会に出展する場合の展示料

○対象となる展示会

・前期 4月から9月までに開催

される国内外の展示会

・後期 10月から翌年3月までに開催される国内外の展示会

開催される国内外の展示会

○助成内容

・補助率 2/3

(限度額1回15万円、年度内2回まで)

・募集期間

○前期 4月～6月まで

○後期 9月～11月まで

(いずれも予算の範囲内での助成となりますので、募集期間内であつても受付を締め切ることがあります)

◆経営アドバイザー派遣支援事業

製造業、情報通信業及び工業デザイン設計業などのものづくりにかかる業種を営む区内中小企業が、指導・助言を中小企業診断士、ITコーディネーター等の外部のアドバイザーに依頼する場合、かかる費用の一部を助成します。審査により交付決定します。

○助成対象

アドバイザー派遣(コンサルティング)にかかる費用

○助成内容

・補助率 2/3 (限度額10万円)

・募集期間 随時

(予算の範囲内での助成となります)

※制度の詳しい内容や申し込みは、左記までお願いします。

目黒区産業経済・消費生活課

中小企業振興係あて

〒153-0063

目黒区目黒2-4-36

目黒区民センター内

電話 (3711) 1134

公益社団法人 目黒法人会 第5支部の地域と活動紹介

第5支部長
(有)岡村工務店
岡村 明

油面の地名の由来

油面という住所はなく、あくまでも通称です。

昔。油面の地域では広く菜の花を栽培しており、菜種油を作っていたそうです。その油を寺院へ献納していたことから税を免除されていて、油で罷免する↓油免↓油面となったそうです。

油面地藏通り商店街のイベント

油面の商店街では、昔は春から秋にかけて毎月3日、13日、23日に縁日が行われていました。そのにぎわいを少しでも復活させようとの思いから、左記のイベントがおこなわれています。菜種祭^{なたねまつり}においては、模擬店、ワゴンセール、ダーツなどのゲームもあり、毎年2000人くらいの人々がイベントを楽しんでいます。

2月3日 油面高地蔵尊節分供養
7月3日 油面高地蔵尊夏祭り
8月3日 油面夏のミニ縁日祭り
11月3日 菜種祭

油面水掛神輿^{あぶらのみすかけみこし}

例年、9月9日に近い土・日曜日に行われる大鳥神社の例大祭で、大塚山油面において夕暮れから夜にかけて「水掛神輿の渡御巡行」が行われ、油面地藏通り商店街のあちらこちらからお神輿に向けて水が飛び交い、大勢の人々で賑わいます。60〜70か所に用意された大きな樽にいったいどの水がためられていて、それをお神輿に掛けるのですから、担ぎ手はさぶ濡れです。掛ける方も掛けられる方も縁起の良い水として大事に水を使っています。

油面高地蔵尊^{あぶらめんだかじそうそん}

油面地藏通り商店街の中ほどから少し目黒通り寄りに「油面高地蔵尊」があります。このお地藏さんは別名「子育て地藏」とも呼ばれており、地元の人以外の方も多くお参りに見えます。

救命救急時の応急手当について

第5支部では公益事業として年間4〜5回にわたり「応急救命技術者講習会」を行っています。今までにたくさんの方々が参加され、「救命技能認定証」を東京消防庁から交付されています。

油面地藏通り商店街では各店が積極的に普通救命資格を取得しており、毎年11月23日には本格的な発災対応型防災訓練が行われ、地域に役立つ商店街を目指しています。

大災害については、いつ来てもおかしくないと危惧されますが、災害等に関わらず、いざという時のために、応急手当のノウハウを身に付け、まずは自らの身を守り（自助）、そして互いに助け合う「共助」の気持ちを大事にしたいものです。応急手当を憶えておけば、日常生活の中でもいざというときには手当が可能です。

これから定期的に講習会を開催いたしますので、ご参加いただければ幸いです。

また、救命技能を維持向上させるためには、定期的な講習が必要ですので、3年以内に再講習を受講することをおすすめします。

応急手当講習会予定表

4月19日	普通救命講習	3時間
7月5日	普通救命講習	3時間
10月11日	救命手当訓練講習会	
	1. 5時間	
11月8日	普通救命講習	3時間
2月7日	上級救命講習	8時間

普通救命 午後5時開始
訓練講習 午後5時開始
上級救命 午前9時開始

場所はいずれも目黒消防署4階です。

問合せ等は目黒法人会事務局へ
電話03・3712・9588



応急救命技術者講習会の様子

事業継続計画（BCP）セミナー（要旨）

大災害に負けない！ 中小企業の生き残りプラン

ニュートン・コンサルティング(株)
代表取締役 副島 一也 氏

BCPとは

東日本大震災を機に、事業継続計画（BCP）への注目が高まっている。BCPに取り組む本来の理由・目的は「有事に適切に事業継続できる対応能力を高めること」であるため、自社にとつての重要なリスクを洗い出し、リスクを予防・低減する策を実施することで、リスクが顕在化した際の行動手順や代替策を作り備えることにある。BCPの真の目的は「会社の資産（まずは人命）を守ること」と「事業を継続すること」である。

何故、今、BCPが必要か

大災害等が発生した時に、事業の再開までにかかる時間があまりにかかってしまうと、重要な顧客や仕入れ元までもが離れてしまい、再開にこぎつけたとしても、不利は否めない。一方、BCPを利用することによって早くからの事業再開が可能なのところには、それを売りとして新規のマーケットを獲得することができ。特に大手企業はBCPを取り入れて災害等のリスクに強い取引相手を求めているため、BCPは「整備すべきかどうか」を問うべき時から、会社の「経営戦略」としてどこまで

うやるか」が問題になってきている。

BCPの策定は、災害緊急対応・危機対応計画・事業継続計画の3つのフェーズに分けて行うが、「小さな会社」においては、これをそれぞれ、全社員向けハンドブック、緊急連絡先一覧、緊急時業務手順の作成に代えて、最小限のBCPを準備してはいかだろうか。

BCPの三種の神器

①全社員向けハンドブックの作成（初動対応課題一覧表）

緊急事態において、社員の行動指針となるハンドブックを作る。

誰にまず連絡するのか？ 電話がつかない時はどうするのか？ 外出先ではどうするのか、などの課題を洗い出し、対応手段をあげ、その責任者を決め、課題解決の予定日を決める。

被災時の適切な行動を促し、二次災害を回避する。

ハンドブックの内容は常に見直され変わっていくものであり、また身につけておくべきもので、小さく折りたたみができるか、または名刺サイズの小冊子くらいの大きさがよい。

②緊急連絡先一覧の作成

緊急事態において関係者に迅速に連絡を取るための「緊急連絡先一覧」をつくる。

誰が、いつまでに、何を、どうするかなど、顧客への報告内容も明確にしておくことも重要である。

また、緊急連絡先一覧を複数の場所に保管する。

③緊急時業務手順の作成

重要業務のマニュアルを整備しておく。災害時にこのマニュアルを見て、担当者不在でも一応の作業ができる状態にしておく。

これにより重要業務が停止するリスクが低減される。

例1 ポケットハンドブックを作ろう

1. 内容には課題として抽出したものの詳細を記入
2. 「対応内容」には今後の対応について記入
3. 「責任者」「予定日」には該当する内容を記入

課題	内容	対応内容	責任者	予定日	備考
① 災害時の基本方針が決まっていない	基本方針が明確でない	・従業員の安全確保 ・信用力向上	社長	－	自社を取り巻く関係先も考慮
② 身の安全確保ができていない	身の安全を守る行動が認識されていない	・ヘルメットや靴で頭を守る ・机の下に避難する	全従業員	－	
③ 外出中の行動ルールが決まっていない	外出時にどう行動してよいかわからない	・身の安全の確保 ・情報収集 ・会社へ安全報告	全従業員	－	
④ 就業時間外に発生した場合の会社基準が決まっていない	従業員が自発的に判断できない	原則自宅待機、必要な場合は会社から出社指示	総務部長	－	

例2 緊急時業務手順をつくらう「特定の個人に依存している重要業務対応一覧」

1. 「業務内容」には業務の概要を記入。
2. 「対応内容」には代替担当者の対応について記入。
3. 「必要な経営資源」については該当業務で利用する経営資源（人、モノ、金、情報、サプライヤーなど）を記入

重要業務	業務内容	現担当者	代替担当者	目標 復旧時間	対応内容	必要な経営資源	備考
① 給与支払い	従業員の給与計算と支払い	Aさん	Bさん	2日以内	・従業員ごとの就業時間を集計し給与計算 ・従業員の経費集計、控除の計算 ・給与システムに集計結果を入力 ・給与明細作成 ・給与明細に基づき、インターネットバンキングで支払い	・給与システム、PC、プリンター ・給与明細書 ・従業員の勤怠 ・経費情報 ・給与計算マニュアル	日頃からBさんでも対応可能にしておく。また、Bさんがインターネットバンキングを利用できるようにしておく
② 発注業務	不足している材料・商品を仕入れ先に発注	Cさん	Dさん	3日以内	・在庫数量を確認し、1週間分に満たなければ発注 ・発注伝票を作成 ・発注伝票を仕入先にFAXで連絡	・販売管理システム、PC、プリンター ・発注伝票 ・仕入先情報 ・発注マニュアル	日頃からDさんでも対応可能にしておく
③ 支払業務	支払先へインターネットバンキングを利用して入金	Eさん	Fさん	1週間以内	・請求書の内容を確認し、支払伝票作成 ・支払伝票に基づき、インターネットバンキングで支払う	・請求書 ・インターネットバンキング（PC）、インターネット ・支払伝票 ・支払マニュアル	Fさんがインターネットバンキングを利用できるようにしておく

第13支部

株式会社A v o l v e (エヴォルヴ)

美容室

A v o l v eの語源はevolution (エヴォリューション) 進化。発展の意味の通り、従来の美容業から常に新しい発展を続けながら、お客様により良いサービスと技術を提供していきたいと営業しています。

東京都目黒区東が丘2-14-4-1F

Tel :03-5433-3629

Fax:03-5433-4251

メール :avolve.info@gmail.com

URL:www.avolve.jp

代表取締役社長 中里 寛

HAIR SALON

avolve

第13支部

株式会社フローク・アドバイザリー

不動産鑑定業・不動産コンサルティング
(借地借家、投資、相続)

立退きや地代、家賃の疑問に答えるとともに、得する不動産相続の方法を紹介いたします。

港区赤坂 2-17-22 赤坂ツインタワー東館 17 階

目黒区東が丘 2-9-1 (城南オフィス)

Tel :03-3584-7708

Fax:03-3584-7709

メール :froque-advisory@froque.co.jp

URL:http://www.froque.co.jp/

代表取締役 成田 隆一



第6支部

エーアイエムサービス株式会社

保険代理業 (生命保険・損害保険)

私たちは保険代理業を通じ、お客様の立場にたった最適な保険プランをご提案いたします。

〒153-0063 目黒区目黒 2-9-6 パナタタワー 6 F

Tel :03-5745-5673

Fax:03-5745-5675

メール :info@aim-sv.jp

代表取締役 安藤 博章



第7支部

NPO 法人日本文化武道研究所

武道の教授、日本文化の研究

独自の発展を遂げてきた日本文化。中でも武道は我々が誇るべき伝統文化であり、世界的に広く知られています。しかし近年のスポーツ化で、本来の武道の教えや精神文化が失われる中、それらを研究し正しく受け継いでいくことを目的としています。

〒153-0061 目黒区中目黒 5-20-4

Tel :03-6864-2250

Fax:03-6864-2251

メール :info@ijcm.or.jp

URL:http://www.ijcm.or.jp

代表者 高津 庸



平成 24 年度社会貢献事業ご協力企業

(平成 24 年 4 月～ 25 年 3 月)



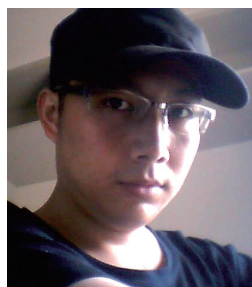
使用済切手・テレフォンカード、書き損じはがき等回収で協力いただいた方々

会 社 名	会 社 名	会 社 名
(有)相原ビル	工藤 鎮夫	(有)パネットジャパン
(株)アクト綜研	京浜商工(株)	(株)飛竜企画
(株)アサヒ電機製作所	三協(株)	(株)フィール・アド
(株)旭ネームプレート製作所	(有)鈴木瓦店	深谷興業(株)
(株)石福	(株)太進工業	堀井商事(株)
(有)印南製作所	コモラーナ(株)	(株)マミー
(有)漆原商店	高橋建設(株)	向原住区センター
(有)喜久屋鷺塚酒店	(株)T I プライフサポート	(株)メブキハウス
(株)北川商会	(有)ティ. エム. ワイ	宗教法人 祐天寺
協栄興業(株)	東横商事(株)	渡辺印刷(株)
(有)久保ビル	(有)西山商店	
(株)グランリーブル	(有)バイタスジャパン	

上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。

法人会では使用済切手・テレフォンカード、書き損じはがき、バルマークを集めています。少量でも構いません、ついでなどのときに事務局にお持ち下さい。使用済切手等は目黒区社会福祉協議会のめぐろボランティア・区民活動センターに集められ、区内のボランティアグループや老人クラブの手で整理され、専門業者により換金されます。

留学生の お国紹介



東京工業大学留学生
黄 遠雄 (ウオン ユンホン)
マカオ

自己紹介

私は昨年4月に東京工業大学（東工大）の研究生としてマカオから来ました黄 遠雄です。9月から博士課程に進学して東工大の大学院生になりました。私の研究テーマは太陽風による宇宙プラズマ環境及び惑星の磁場との相互作用です。分かり易く言いますと、地球上で見える現象の一つとしてオーロラがあります。

マカオについて

私のホームタウン、マカオは近年カジノと観光で有名ですが、マカオは五百年以上前から東西文化の架け橋となっていました。1506年からポルトガルはマカオを通じて中国（明）や東南アジア諸国と交易を開始しました。1534年からポ

ルトガル人はマカオに居留を始め、1557年に中国（明、その後の清も）から賃貸の形で居留権を得ました。そしてその後の数百年間、ポルトガルはマカオを中国、日本、東南アジア、メキシコとの貿易の要地としていました。海のシルクロードとして貿易に重要な役割を果たし、火縄銃を含むポルトガルの商品もこの航路を通じて日本にもたらされました。一方、日本の銀や漆器などが世界各地に輸出されました。

同時にキリスト教（イエズス会）はマカオを中国・日本・東南アジア諸国での布教活動の拠点にしました。1576年マカオ教区成立から1588年初めての日本の教区成立まで、中国・日本・ベトナムのキリスト教の事務をマカオ教区が担当しました。そのため次々とポルトガルの宣教師がマカオに移住しましたので、東洋と西洋の文化や知識の大きな交流がこれを機に行われました。

このような歴史がある為、マカオには中国の寺とともに、ポルトガルの建物や教会がとても多くあります。その中で一番有名なのは世界遺産でもある、今のマカオのランドマークである「聖ポール天主堂跡」です。

1887年のアヘン戦争後、ポルトガルはマカオを占領しましたが、1999年12月20日にマカオは中華



聖ポール天主堂跡

人民共和国へ返還され、中国の特別行政区の一つになりました。マカオは「一国兩制」の方針でマカオ政府自身の法律を使用します。その為中国本土より自由な生活が出来ます。中国と西洋の両方の祝日があり、春節もクリスマスもお祝いのイベントを行います。毎年11月中旬には自動車レース「F3世界一決定戦」であるマカオグランプリが開催されます。

マカオの住居表示は広東語とポルトガル語だけで英語はありません。そのため、マカオを観光する時は事前に行きたい場所の表示を漢字のメモで準備することをお勧めします。前述の「聖ポール天主堂跡」などの世界遺産は中心街にあります。近所は歩行者専用道路ばかりで、またそもそも道は狭くて車が入りづらい

マカオの料理

マカオには広東料理とポルトガル料理やそれ以外のものをミックスしたマカオ料理があります。東と西の料理を融合させたその独特な美味しさは近年名を上げ、その一つのポルトガル式エッグタルトは日本でも発売されました。ぜひ、マカオに行き、他のマカオ料理も試して下さい。



ポルトガルチキン

相続税・贈与税の改正内容

税理士 四方 茂

今回の改正内容によれば、相続税については、基礎控除の引き下げや最高税率の引き上げ、税率構造の細分化等によって相当な増税が予測されるのに対し、贈与税については贈与対象が拡大され、生前に贈与しやすい環境に配慮されています。

1. 相続税

今回の税制改正大綱によると、相続税の改正においては、税率構造及び課税ベースが細分化されていて、相続税は相当な増税が予想されます。

(表1) 相続税の税率構造

	改正前	改正案	
1千万円以下の金額	10%	同左	
3千万円以下の金額	15%	同左	
5千万円以下の金額	20%	同左	
1億円以下の金額	30%	同左	
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%
		3億円以下の金額	45%
3億円超の金額	50%	6億円以下の金額	50%
		6億円超の金額	55%

(表2) 相続税の基礎控除

	改正前	改正案
定額控除	5千万円	3千万円
法定相続人比例控除	1千万円に法定相続人数を乗じた金額	6百万円に法定相続人数を乗じた金額

税率構造については、相続財産2億円超の部分については税率構造を細分化されるとともに6億円超の部分について55%の税率が適用されることになります。

また、主要な増税要因として、課税対象となる相続財産から差し引かれる「基礎控除」の縮小が挙げられます。平成27年1月以降の相続に際しては「3,000万円+600万円×法定相続人数」

(改正前:5,000万円+1,000万円×法定相続人数)と4割縮減されます。

この基礎控除の縮小により、改正前には100人亡くなると相続税の生じるケースが4人強だったのが6人程度に増えることが予想されます。

こうした急激な負担増を緩和するため、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」についての見直しが行われ、個人が住居として使用していた一定の土地については330㎡(改正前240㎡)まで評価額を80%減額する措置が講じられることになります。

2. 贈与税

相続税の補完税としての贈与税については、贈与しやすい内容となっています。

(表3) 贈与税の税率構造 (相続時に精算課税制度の対象とならない贈与財産にかかるもの)

① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産にかかる贈与税

	改正前	改正案	
2百万円以下の金額	10%	同左	
3百万円以下の金額	15%	4百万円以下の金額	15%
4百万円以下の金額	20%	6百万円以下の金額	20%
6百万円以下の金額	30%	1千万円以下の金額	30%
1千万円以下の金額	40%	1千5百万円以下の金額	40%
		3千万円以下の金額	45%
1千万円超の金額	50%	4千5百万円以下の金額	50%
		4千5百万円超の金額	55%

② 上記以外の贈与財産にかかる贈与税

	改正前	改正案	
2百万円以下の金額	10%	同左	
3百万円以下の金額	15%	同左	
4百万円以下の金額	20%	同左	
6百万円以下の金額	30%	同左	
1千万円以下の金額	40%	同左	
1千万円超の金額	50%	1千5百万円以下の金額	45%
		3千万円以下の金額	50%
		3千万円超の金額	55%

贈与税については、相続税と同様最高税率が55%(改正前50%)に引き上げられていますが、20歳以上の者が直系尊属からの贈与については、改正前の税率の適用される財産額の区分が緩和され、税負担の軽減が図られています。

それ以外の贈与の場合についても、1千万円超の贈与財産についての税率区分が細分化されています。

相続時精算課税制度の適用要件についても、以下の緩和措置が講じられています。

- i 受贈者の範囲に20歳以上の孫が追加されます。
- ii 贈与者の年齢要件が60歳以上(改正前65歳以上)になります。

実務に役立つ経理 ・法人税セミナー シリーズ3回目 (誰でも参加自由)	5月22日(水) 14時～	目黒法人会館 2階会議室	・商品売買(三分法による処理、掛売りによる売 買、返品・値引き、総勘定元帳と売掛金元帳・ 買掛金元帳、商品有高帳)についての経理処理。 ・法人税法上の交際費の規定にもとづき、会議費、 広告宣伝費、福利厚生費との区分等の理解。
経営支援講座 経営に強い経営者 養成講座(2回目) (誰でも参加自由)	5月24日(金) 14時～ (誰でも参加自由)	目黒法人会館 2階会議室	・「利益管理」のコツを掴む 「経営シミュレーションゲーム」で売上と費用 の関係性や不測の事態が経営に与える影響を体 感してもらいます。
実務に役立つ経理 ・法人税セミナー シリーズ4回目 (誰でも参加自由)	5月29日(水) 14時～	目黒法人会館 2階会議室	・当座預金取引(当座預金の受払い、当座繰越等) について。 ・法人税法の規定に基づいた役員給与の支給の仕 方(定期同額給与、事前確定届出給与、利益連 動給与)と役員・会社間取引についての注意点
実務に役立つ経理 ・法人税セミナー シリーズ5回目 (誰でも参加自由)	6月5日(水) 14時～	目黒法人会館 2階会議室	・受取手形・為替手形取引(裏書、割引等)その 他の取引(未収金、未払金、仮払金・借入金、 前払金・前受金等)について。 ・法人税法に基づいた資産を購入またはリースし た場合の処理、原価償却する場合の処理方法等 の理解。
実務に役立つ経理 ・法人税セミナー シリーズ6回目 (誰でも参加自由)	6月12日(水) 14時～	目黒法人会館 2階会議室	・試算表の作成(合計、残高、合計・残高試算表 の作成等)についての理解。 ・法人税法に基づいた会社分割、子会社・関連会 社にかかる取引等の規定(従業員の転籍、交際 費、引当金等)の理解。
第3回通常総会	6月18日(火) 16時30分～	目黒雅叙園	公益社団法人第3回通常総会
実務に役立つ経理 ・法人税セミナー シリーズ7回目 (誰でも参加自由)	6月19日(水) 14時～	目黒法人会館 2階会議室	・決算の手続き(決算整理、精算表の作成、有価 証券の評価替え等)について。 ・法人税法に基づく決算に際しての社会保険料や 給与等の未払費用の処理、保有債権の評価及び 貸倒処理、その他各種評価損の計上、保険等の 取扱い等の理解。
実務に役立つ経理 ・法人税セミナー シリーズ8回目 (誰でも参加自由)	6月26日(水) 14時～	目黒法人会館 2階会議室	・決算の手続き(一時の損金処理、資産計上の場合、 売上総利益・売上原価)について。 ・税務申告に際しての注意事項(申告税額の過不 足が生じた場合の修正申告、再生の請求等)、 税務調査に対しての心構え等(備え付けの書類 等)の理解。
普通救命技術者 資格講習会	7月5日(金) 17時～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を 救うために所定のカリキュラムを受講するとAED (自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法など を含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。

※左記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください

※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは

公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。

FAX: 3712-8829 TEL: 3712-9588 Eメールアドレス: mg_info@tohoren.or.jp

(他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

FAX

お申込会社住所:

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3712-9588）までお問合せください。

最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険など) ・経営・金融など相談全般
インターネットセミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料で セミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	4月18日(木)13時30分	目黒税務署	新設法人対象(会員不問) 税知識、会社設立に伴う 税務手続きを親切に解説します。 (ホームページの「新設法人企業経営者の皆様へ」 をご覧ください)
	6月20日(木)13時30分		
	8月23日(金)13時30分		
	10月22日(火)13時30分		
	12月2日(月)13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	4月23日(火)14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象(会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、 源泉所得税等を解説します。
	5月28日(火)14時		
	6月21日(金)14時		
	7月5日(金)14時		
	8月26日(月)14時		
	9月19日(木)14時		
	10月15日(火)14時		
	11月21日(木)14時		
普通救命技術者 資格講習会	4月19日(金)17時～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を 救うために所定のカリキュラムを受講するとAED (自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法など を含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
実務に役立つ経理 ・法人税セミナー シリーズ1回目 (誰でも参加自由)	5月8日(水)14時～	目黒法人会館 2階会議室	・簿記の基礎として、その目的から財務諸表作成 までの概要。具体的な仕訳・転記の方法、試算 表の作成、簿記一巡の手続きについての説明 ・法人税の概要(納税義務者、課税範囲、課税標 準、青色申告の特典等)
実務に役立つ経理 ・法人税セミナー シリーズ2回目 (誰でも参加自由)	5月15日(水)14時～	目黒法人会館 2階会議室	・決算整理、勘定の締切りと貸借対照表、損益計 算書の作成。 ・法人税法上の経済的利益と非課税(主として福 利厚生費)の取扱い、通勤手当等の諸手当、社 内融資、生命保険の取扱い等の理解。
経営支援講座 経営に強い経営者 養成講座(1回目) (誰でも参加自由)	5月17日(金)14時～ (誰でも参加自由)	目黒法人会館 2階会議室	・「資金管理」のコツを掴む 「財務改善ゲーム」で会社の資金を動かし、決 算書や資金繰りのどのような影響が生じるかを 体感してもらいます。
ウィー・ラブ・目黒 ・ランデブー (目黒川一帯 清掃活動)	5月19日(日)10時30分～	中目黒公園集合 (山手通り、駒沢通 り、目黒通り周辺)	「中目黒公園」を中心に半径2kmの半円に覆わ れる目黒川の西側で、山手通り・駒沢通り・目黒 通り周辺などの清掃活動を実施します。

これからの予定
皆様のご参加をお待ちしております

◆WE LOVE MEGURO 目黒川周辺清掃活動

日 時：平成25年5月19日（日）
午前10時30分～

コース：駒沢通りから田道広場へのコース
（予定）

※参加者を募集しています。参加を申し込まれた方々には、後ほど集合場所等をご連絡いたします。

◆公益社団法人 目黒法人会 第3回通常総会

日 時：平成25年6月18日（火）
午後4時30分開会

会 場：目黒雅叙園
目黒区下目黒1-9-1
Tel 3491-4111

◆第48回「中目黒阿波踊り目黒法人会連」参加者募集

日 時：本番 平成25年8月3日（土）
午後6時30分より演技開始
練習 7月より開始予定

場 所：東急東横線中目黒駅周辺

※踊り手・楽器演奏へのご参加または運営等へのお手伝いをご希望の方は下記までご連絡ください。



お問合せ・申込は公益社団法人目黒法人会事務局へ
Tel:3712-9588 Fax:3712-8829 E-mail: mg_fujie@tohoren.or.jp

編集後記

法人会の広報誌という中で表紙は春を意識してみました。昨年の春号は目黒川の桜を表紙にしましたが、今号は目黒区駒場にある旧前田公爵邸と桜です。編集及び寄稿くださった皆さんのご協力で予定通り完成することができ感謝いたします。

今年4月にこの駒場公園近くにある首都高大橋ジャンクション屋上に空中庭園都市が完成します。公園は排気ガスと騒音対策として屋上を整備し、水田や小川など昭和初期の地元風景を再現しているとの事です。

北川 善雄

「おのれの 体力を 知ろう」 編集子

千葉県に「日本エアロビクスセンター」という施設があり、毎年目黒法人会青年部会の一泊研修をここで行っています。（今年は3月9～10日に行いました）この施設は国内外のトップアスリートや様々なチーム（プロから小学生まで）のトレーニング合宿を始め、学校や企業の研修等にも利用されています。今回は、昨年までの箱根駅伝で「山の神」と

呼ばれていた柏原竜二選手も合宿中で、滞在中に度々目にしました。

このセンターを利用する我々の目的はトレーニングではなく、己の体力を知ることにあります。平衡性、柔軟性、敏捷性、瞬発力、全身持久力の5種目について体力測定を行い、その測定結果を基にそれぞれの年齢に応じた評価がされます。その結果にショックを受けたり、昨年と比較して一喜一憂したりもします。

健康診断は健康の維持や疾患の予防・早期発見に役立てるものですが、そもそもの健康を保つベースとなるものはやはり体力です。総てにおいての資本となる自身の身体について皆さんももっと知ってみてはいかがでしょうか？

折田清一



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を
計画的に準備できます。

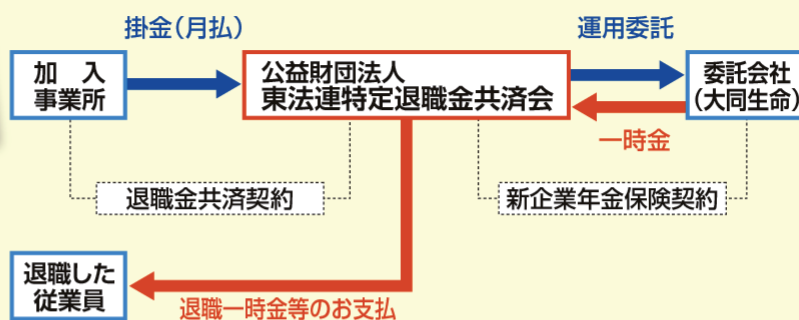
優秀な人材の確保、
定着化に役立ちます。



特退共制度の 5つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800



東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561